

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」について 本社に第2次申し入れを提出！

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」について経営側より提案を受けて以降、今施策における目的や考え方について議論を重ねてきました。

今後、生産年齢人口の減少、少子高齢化という当社を取り巻く厳しい情勢の中で、将来にわたって技術力の維持・向上を図りながら「安全・安定・安心な鉄道」を引き続き構築していく重要性は労使共通の課題であると認識しています。

しかし、課題克服のためには現場実態を踏まえ、現場第一線で奮闘する組合員の感覚を取り入れてこそ、経営側が求める「現場感覚と技術的な判断に基づいた適切な線路メンテナンス」が実現できるという考えから、下記のとおり申し入れ項目を策定し、4月13日に申第12号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する第2次申し入れ」を経営側に提出しました。

《申し入れ項目》

1. 「線路設備モニタリング」導入にあたり、未導入線区については十分な試行、検証をおこなった中で本運用をおこなうこと。
2. 「線路設備モニタリング」導入にあたり、7月1日までに関係する全ての社員への教育をおこなうこと。
3. 「線路設備モニタリング」導入にあたり、モニタリング装置の予備品を支社毎に確保すること。
4. 閑散線区においては、設備管理の良否の「判断」ができる技術力を維持することを目的に以下の業務はJR側でおこなうこと。
 - ①線路総合巡視
 - ②分岐器機能検査
5. 今施策を実施することにより「足ロス」を発生させないこと。
6. 「閑散線区の保守業務の見直し」にあたり、災害警備（雨）箇所の見直し及び必要により警備箇所解消を計画的におこなうこと。
7. 本施策の実施については地方の実態を考慮し実施すること。
8. 本申し入れに対する回答は、平成30年4月27日までとすること。

保線職場の将来を切り拓くために 東日本ユニオンに結集しよう！